

「自然法などというものは絶対にない」

弁護士 井上 博隆



「自然法などというものは絶対にない。」これは、スタンダールの小説「赤と黒」の主人公ジュリアン・ソレルが断頭台にかけられる前にした独白です。

「法というものは、これこれのことをすれば罰するぞとあって、そういう行為を禁じる法規があって、はじめて存在するのだ。この法規ができる前は、自然なものといえば、ライオンの力、つまり、腹がへったり寒さにふるえたりするものの欲望、一言でいえば欲望があるきりだ。」(小林正訳・新潮文庫)と続きます。

近代において、人間は生まれながらにして自由で平等であり、その生命・自由・財産などを守るために、国家や法律の条文以前から存在する法があると考えられています。これが「自然法」であり、自然法は、理性に基づいて判断されうると考えられています。

自然法の下では、人間は、生命・自由・財産などを守る権利を生まれながらにして持っていて、国家や法律が侵すことのできない不可侵の権利であると考えられており、これを自然権と呼んでいます。

それ以前において、王権等によって、国民の生命・自由・財産などが侵害されたことから、このような考え方が生まれました。

我が国では、この自然権は、「天賦人權」と訳されました。

そして、政府は、国民が互いに契約(社会契約)して、この自然権をより確実なものとするため、政府に権力の行使をゆだねたものであると考えられました。

この考え方によると、「自然権を守るために政府があるのであり、政府が自然権を与えたのではない」ということになります。また、自然法に反する法律などや自然権を侵害する法律などは無効であると考えられています。

自然権は、人間の生命・自由・財産などを守る権利を前提としていることから、国民主権主義を基礎づけるものとなります。

自然法、自然権の考え方は、18世紀末のアメリカ合衆国憲法やフランス革命の際のフランス人権宣言などで生かされています。

しかし、19世紀に入ると、自然法的・自然権的な考え方は、衰退していったようです。

法学部の学生や司法試験の受験生が一般に使っていると思われる憲法の教科書(芦部著・高橋補訂「憲法第四版」)には、その背景として、「①合理主義や社会主義の思想が発達し、18世紀の自然法思想にとって代わったこと、②議会制が確立し、議会(法律)による権利の保障という考え方が有力になったこと、③法学の対象を実定法に限定し、自然法的なもの政治的ものを排除し、実定法の論理的解明のみを法学の任務と考える法実証主義が広まったこと、などの要因があった。」と記されています。

「赤と黒」が書かれたのは1830年で、ちょうどこの時期に当たります。スタンダールに「自然法などというものは絶対にない。」と書かせた訳には、この時期が、フランスでは王政復古の時期であること、フランス革命の際には、自然権・自然法というようなきれいな事ではなく、まさに「ライオンの力」が猛威を振ったことにあるのかもしれませんが。

ところが、第二次大戦後、自然権・自然法的考え方が見直されることとなります。

自然権・自然法を否定する立場に立つと、自然権といわれたものは、憲法や法律などによって初めて与えられるものとなり、憲法や法律などによりどのように制限することもできるという考え方につながり、実際にも、ナチズム、ファシズムによって、国民の生命・自由・財産などが侵害されるという苦い経験を積んだことからです。

第二次大戦後のヨーロッパの憲法や日本国憲法も、この自然権・自然法的考え方に基づいて成立しています。

昨今、我が国において、現在のおかれている世界情勢などから、国民の生命・自由・財産などを制限するおそれはあるが、その方が国民の生命・自由・財産を守ることになるとして、新たな法律を作ったり、憲法解釈を改めたりする必要があるとする立場があります。

一方、それはいつか来た道に通じ、国民の生命・自由・財産などを危うくするとして反対する立場があります。

どちらにゆだねるのか、どちらがライオンの力に屈することになるのか、それとも、別の立場があるのか、それぞれの理性的判断に求められています。